

議第 5 3 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布されました。

同法を受け、呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）、呉市都市計画税条例（昭和 3 2 年呉市条例第 3 号）及び合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和 3 3 年呉市条例第 2 6 号）の一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日に施行する必要がありましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

また、令和 5 年 3 月 3 1 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）において、施行期日が「同法の公布の日から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている改正規定について、令和 8 年 4 月 3 日に地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 8 年政令第 1 1 4 号）が公布され、当該改正規定の施行期日が同年 5 月 2 1 日とされたことから、同日までの期間において議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、併せて地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 主な改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（※ 1）の適用期限の延長

令和 9 年度までの適用期限を 3 年延長し、令和 1 2 年度までとしました。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※ 2）の適用期限の延長

令和 8 年度までの適用期限を 3 年延長し、令和 1 1 年度までとしました。

※ 1 家畜市場において、1 0 0 万円未満で売却されるものなど一定の肉用牛売却所得について、免税とする特例

※ 2 課税長期譲渡所得 2, 0 0 0 万円以下の部分について、税率を軽減（3 パーセントの本則税率を 2. 4 パーセントに軽減）する特例

(2) 軽自動車税

ア 環境性能割の廃止

令和元年 1 0 月 1 日から導入された軽自動車税環境性能割が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止されることとされたため、関係規定を削除しました。

また、この廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改め（戻し）ました。

イ グリーン化特例（軽課）の延長

電気軽自動車、天然ガス軽自動車等に係る軽自動車税において講じているグリーン化特例（軽課）の措置の期間が 2 年間延長されたため、その適用期

限を令和10年3月31日までとする改正をしました。

(3) 固定資産税・都市計画税

地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の継続

地方税法（昭和25年法律第226号）における「わがまち特例」関連条項の改正により、現在、本市において当該特例の適用がある対象施設等の取得期限の延長等がされることとなりました。また、対象施設等のうち、次の再生可能エネルギー発電設備については、参酌基準等も変更されたため、本市においては、変更後の参酌基準を適用することとしました。

現 行			令和8年4月1日以降		
発電設備の種類	出力区分	参酌基準	発電設備の種類	対象又は出力区分	参酌基準
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4	太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定のものに限る（出力は問わない。）。	1/2
	1,000kW未満	2/3			
風力発電設備	20kW以上	2/3	風力発電設備	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく洋上風力発電設備（出力は問わない。）	3/5
	20kW未満	3/4		港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく洋上風力発電設備及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づく陸上風力発電設備（いずれも、出力は問わない。）	2/3
バイオマス発電設備	1万kW以上	2/3	バイオマス発電設備	1万kW以上	(対象外)
	1万kW未満	1/2		1万kW未満	1/2

※いずれも3年間の取得期限の延長

(4) 公示送達の方法

ア 公示送達のデジタル化

これまで、公示送達（※3）は、呉市税条例第11条の規定により、呉市公告式条例（昭和25年呉市条例第32号）第4条に定める「市役所掲示場及び市役所支所掲示場」に掲示して行ってきました。

地方税法の一部改正に伴い、従前の方法に加え、公示事項（※4）を市ホームページへの掲載等により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることが義務付けられたため、所要の規定の整備をしました。

※3 納税通知書や督促状等の書類を送達するに当たり、送達すべき相手

方の住所，居住その他送達すべき場所が不明なこと等の理由により，書類の送達が困難な場合に，所定の公示手続をとり，公示を始めた日から起算して7日を経過したときは，書類の送達があったものとみなす制度です（地方税法第20条の2）。

- ※4 送達すべき書類を特定するために必要な情報，その送達を受けるべき者の氏名及び地方公共団体の長がその情報を保管し，いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

イ 準用条例，規則等

次の3条例及び5規則の規定では，当該税・料の徴収について，呉市税条例の規定を準用等しているため，それぞれの徴収における公示送達についても，市ホームページへの掲載等による措置が義務付けられました。

- (ア) 呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）
- (イ) 呉市母子保健法施行細則（昭和43年呉市規則第47号）
- (ウ) 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用負担に関する規則（平成27年呉市規則第29号）
- (エ) 呉市国民健康保険条例施行規則（昭和34年呉市規則第14号）
- (オ) 呉市後期高齢者医療に関する規則（平成20年呉市規則第23号）
- (カ) 呉市介護保険条例施行規則（平成12年呉市規則第12号）
- (キ) 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例（昭和55年呉市条例第32号）
- (ク) 呉市道路占用料徴収条例（昭和29年呉市条例第24号）

(5) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い，関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

令和8年4月1日（2(4)については，地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日）

- ※ 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和8年政令第114号）が，本専決処分の日より後の令和8年4月3日に公布され，当該規定の施行の日は，同年5月21日とされました。